

汚染負荷量賦課金 Q&A 集

(2024 年度)

1. 制度一般について 1
2. 法人などの組織変更について 7
(合併、分割、事業譲渡、施設の賃貸等)
3. オンライン申告の「認証情報」について 10
(「電子申告等届出書」を含む)
4. オンライン申告の方法について 13
(Excel 雛形ファイルを含む)
5. 「申告書」の作成について 18
(工場・事業場の移転、閉鎖、建替え、施設の廃止等を含む)
6. 「算定様式」の作成について 21
7. 「名称等変更届出書」、「代理人選任・解任届出書」について . . 27
8. 納付について 29
(納付書及びペイジー (Pay-easy) による納付)
9. 賦課金業務の委託先変更について 34
(各地商工会議所の委託業務終了について)
10. FD・CD 申告の廃止について 37

1 制度一般について

(問1) ばい煙発生施設とは何をいうのですか？

(答) 大防法第2条第2項に規定する施設をいいます。具体的には、大防法施行令別表第一に掲載されていた33施設をいいます。

(問2) 硫黄酸化物（以下「SO_x」という。）を排出し得るとはどのようなことですか？

(答) 現在排出しているかどうかということではなく、SO_xの排出可能(硫黄分を含む燃原料を燃焼できる等)な施設をいいます。したがって、予備施設及び休止施設も廃止しない限りは、排出し得る施設に含まれます。

(問3) 試運転や実験的に使用した分の燃原料や、非常用の発電機などで使用した燃料も申告する必要がありますか？

(答) 申告する必要があります。
事業所において前年中(1月1日～12月31日)に排出されたすべてのSO_x量が申告の対象となります。

(問4) 1987(昭和62)年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行った場合はどうなるのですか？

(答) 1987(昭和62)年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行っても、納付義務者とはなりません。

(問5) 廃止施設であるか否かは、どのように判断するのですか？

(答) 廃止施設であるか否かは、原則として大防法に基づき「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を都道府県等に提出しているか否かによって判断します。
「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を提出していれば、廃止施設とみなします。

(問6) ばい煙発生施設の一部を廃止又は能力を変更した場合の納付義務の取扱いはどうなりますか？

(答) 1987(昭和62)年4月1日に、納付義務者としての要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設の一部を廃止または能力の変更等を行い、最大排出ガス量の合計が旧指定地域で5,000m³/h未満、その他地域で10,000m³/h未満に減少した場合であっても賦課金の申告・納付の義務を負うこととなります。

(問7) ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合の納付義務の取扱いはどうなりますか？

(答) 1987(昭和62)年4月1日において、納付義務の要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合であっても、それら施設から排出されるSO_x量を算定し、賦課金を申告・納付する義務を負うこととなります。

(問 8) 施設を廃止し最大排出ガス量の合計が基準未滿となっても、申告は必要ですか？

(答) 施設を廃止・休止等により最大排出ガス量が旧指定地域又はその他地域の基準未滿となった場合でも、法人格が存続している限り申告は必要です。

施設を廃止し前年の SO_x の排出がなければ、過去分のみでの申告となります。

また、施設の廃止・休止等の理由のほかにも、現在分の申告にあたって燃原料の含有硫黄分が少ないことにより申告金額がゼロになる場合もありますので、その場合も申告が必要です。

(問 9) 過去分及び現在分の申告金額が 0 (ゼロ) であっても、申告は必要ですか？

(答) 申告は必要です。

過去分及び現在分の申告金額がゼロであっても、申告されて初めて当年度の申告金額がゼロと判明するため申告は必要です。

(問 10) 施設を廃止 (一部の廃止を含む) した場合も申告は必要ですか？

(答) 納付義務者に法人格がある限り申告は必要です。

施設の廃止時期により申告内容が変わる可能性もありますので、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

(問 11) 工場・事業場の過去分累積換算量の変更はないのですか？

(答) 原則として変更はありません。

ただし、納付義務者の 1 つの工場が分社化して 2 つ以上の工場となった場合等は、過去分累積換算量を分けることがあります。

(問 12) 現在分の SO_x 排出量が 0 (ゼロ) の場合でも、算定の過程を示す書類は必要ですか？

(答) 燃原料を使用し計算の結果 SO_x 排出量が 0 (ゼロ) の場合も、算定の過程を示す書類の提出が必要です。

燃原料の含有硫黄分 (以下「硫黄分」という) が 0.01%未滿の灯油や都市ガス等を使用している場合は年間計欄のみの記載で良いこととしております。

なお、休止、廃止等で燃原料の使用実績がない場合は提出は不要です。

(問 13) 過去分のみでの申告となりますが、算定様式や添付書類は必要ですか？

(答) 必要ありません。申告書のみ提出してください。

なお、オンライン申告方式で「算定様式なし用」の Web 入力フォームを新設しましたので、こちらで申告いただくと簡単です。ぜひ、ご利用ください。

(問 14) 申告書や納付書の送付先を変更したい場合は、どのようにすればよいですか？

(答) 「名称等変更届出書」を提出してください。

(問 15) 汚染負荷量賦課金の申告期限はいつまでですか。

(答) 汚染負荷量賦課金の申告は、5月15日までとなります。

なお、5月15日が土曜日又は日曜日の場合は翌営業日までとなります。

(問 16) 汚染負荷量賦課金の納付期限はいつまでですか。

(答) 汚染負荷量賦課金の納付は、
全期分を納付する場合は、5月15日
賦課金額が30万円以上で延納する場合は、
第1期分については、5月15日
第2期分については、8月15日
第3期分については、11月15日
第4期分については、翌年2月15日
までとなります。

なお、各納付期限が土曜日又は日曜日の場合は翌営業日までとなります。

(問 17) 汚染負荷量賦課金は「不課税」と「非課税」のどちらですか？

(答) 汚染負荷量賦課金は、「不課税」になります。

(問 18) 汚染負荷量賦課金に関する書類は何年間保存すればよいのですか？

(答) 完結の日(申告期限：5月15日(土曜日又は日曜日の場合は翌営業日))から5年間保存してください。(公健法施行規程第19条)

(問 19) 事業所が複数ある場合は、それぞれの申告書を本社がまとめて直接環境再生保全機構(以下「ERCA」という。)へ提出してもよいですか？

(答) 直接ERCAへの提出はできません。
本社でまとめることはできますが、申告書は、必ず事業場ごとに作成して、用紙申告の場合は所定の提出先(汚染負荷量賦課金事務局)に提出してください。

(問 20) ERCAではオンライン申告を勧めています、用紙申告では問題があるのですか？

(答) ERCAではオンライン申告を推奨しております。
オンライン申告でExcel雛型ファイルを使用いただくと、使用量、密度、硫黄分を入力するだけで自動的にSOx排出量が計算され、計算誤りを防ぐことができますので、この機会にご検討願います。
なお、燃原料の使用がない等で算定様式の提出が不要の場合は、オンライン申告(算定様式なし用)のWeb入力フォームを新設しましたので、こちらで申告いただくと入力が簡単です。ぜひ、ご利用ください。

(問 21) この制度はいつまで続くのですか？

(答) 公害健康被害補償制度は、大気汚染等による健康被害に係る損害を填補するための補償を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としております。
認定患者数は制度改正により新たな認定は行われなくなったことにより年々減少し、昭和63年のピーク時約11万人に比べ約3万人まで減少しております。いつまで続くかということについては明確に回答できませんが、患者の皆様には引き続き補償を行

っていく必要があります、患者さんが存在する限りこの制度は維持する必要があると考えられます。

(問 22) 旧指定地域とその他地域の料率格差を 9 : 1 とされている理由は何ですか？

(答) 1974 年 (昭和 49 年) の中央公害対策審議会において、

- (1) 大気汚染の状態についてみると、大気汚染防止法の最大着地濃度の係数は、指定地域はその他地域の 10 倍程度となっており、指定地域とその他地域の格差は 10 : 1 とすべきである。
- (2) 指定地域の発生源は、負担総額の少なくとも二分の一以上を負担すべきであるという観点からみれば、SO_x 排出量の割合は指定地域 15%、その他地域 85% となっている。

賦課料率の差は少なくとも 6 : 1 以上の割合とする必要があることから総合的に判断し、負担割合は最終的に 9 : 1 とすることが適当である、との答申がなされました。

(問 23) 汚染負荷量賦課金に過去分賦課金と現在分賦課金が導入された理由は何ですか？

(答) 現在の固定発生源に係る賦課徴収方式については、1986 年 (昭和 61 年) の中央公害対策審議会答申「公害健康被害補償法第一種地域のあり方について」で示された考え方に基づくものです。

- (1) 既被認定患者は過去の大気汚染の影響による健康被害者と考えられることから大気汚染の原因者が、その寄与の程度に応じて費用を負担するという考え方により、過去の硫黄酸化物累積排出量を基準にして賦課する方式を基本としつつ、
(=過去分賦課金)
- (2) 大気汚染が進行することが無いように汚染防除のインセンティブに留意するとともに、
(=現在分賦課金)
- (3) 負担の公平等に配慮した実現可能な仕組みを考えていくことが適当であるとされました。

なお、法改正後の汚染負荷量賦課金は算定基礎期間を 1982~1987 年 (昭和 57~61 年) の 5 年間としてその間の過去分としての SO_x 排出量と各前年の現在分としての SO_x 排出量を基礎として算定することとされており、過去分と現在分の負担割合は、法施行令第 33 条の定めにより 6 : 4 とされております。

(問 24) 申告書、届出書に押印は必要でしょうか？

(答) 2021 年度 (令和 2 年度) 申告より押印は不要となりました。

(問 25) 申告書類に押印を省略できるとのことですが、押印に代わる手続はあるのでしょうか？

(答) 手続はございません。

ERCA に提出いただく申告書や各種届出書類については、押印がなくても正規な申告書類として受付いたします。

(問 26) 申告書のほかに押印を省略できる書類はありますか？

(答) 申告書以外にも、「名称等変更届出書」、「電子申告等届出書」及び「代理人選任・解任届出書」など、ERCAへ提出する申告関係書類には押印の必要はありません。

(問 27) 押印の無い申告書類を、正式な汚染負荷量賦課金の申告書類として受け付けていただけるのでしょうか？

(答) 押印がない申告書も正式な申告書として受け付けます。
ただし、押印以外の記入事項は、従来どおり適切に記入願います。

(問 28) 社内の手続上、押印がない書類を発出することができないため、押印した申告書を提出しますが、受け付けていただけるのでしょうか？

(答) 押印した申告書でも受付いたします。

(問 29) 申告書に記入した内容を修正する場合、訂正印は必要ですか？

(答) 訂正印は不要です。
申告内容の誤りを訂正する場合は、基本的には二重線で誤りの箇所を削除していただき、余白に正しい文字・数字を記載してください。

(問 30) 申告書への押印廃止により、申告書類をメールやFAXで提出することはできますか？

(答) 現状ではメールやFAXによる申告書の提出はできません。
ERCAでは、利便性向上のため全面的にオンライン申告を促進しています。算定様式の提出が必要ない事業者については、オンライン申告システムに直接入力できる「Web入力フォーム」を新設しました。オンライン申告をぜひご検討ください。

(問 31) インボイス制度関係について、納付書またはペイジー（Pay-easy）を使用する際に、適格請求書発行事業者の登録番号の記載（入力）は必要ですか？

(答) 適格請求書発行事業者の登録番号の記載（入力）は不要です。

(問 32) 工場・事業場が被災したため、原始帳票が滅失してしまい5年保存義務が遵守できない状況です。どうしたらよいですか？

(答) 工場・事業場等の被災の実態（原始帳票類の滅失状況等）をお聞かせいただいた上で、個別に対応させていただきます。
賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

(問 33) 工場・事業場が被災したが、申告・納付は免除にならないのでしょうか？

(答) 申告・納付の免除はありません。
個別に対応させていただきますので、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

(参考)

公害健康被害補償制度は、民事責任を踏まえて、汚染原因者負担の原則により全国

のばい煙発生施設等設置者が共同で責任を負うとしており、公害健康被害者への補償給付に要する費用について汚染負荷量賦課金でまかなっております。このため、一部の納付義務者について申告・納付の免除を認めることは、費用負担のあり方にかかわることになり適当ではないと考えられます。

2 法人などの組織変更について (合併、分割、事業譲渡、施設の賃貸等)

(問1) 納付義務者に、合併、分割、事業譲渡、施設の賃貸等があった場合、どのように対応したらよいですか？

(答) 納付義務者に変更等が生じる場合は「名称等変更届出書」と共に、その事案の実態が把握できる資料の提出が必要となります。

賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」より変更内容をご連絡ください。ERCA担当者から、折り返しご連絡します。

(問2) 合併する場合は、どのような届出をするのですか？

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

ERCA担当者から、折り返しご連絡します。

納付義務の承継について確認しますので、「名称等変更届出書」と「合併契約書(写)」、「会社登記簿謄本(写)」を提出してください。

合併の場合の申告書作成については、

(1) オンライン申告の場合

オンライン申告システムにログインし、申告書を4月1日時点の法人名、住所等を書き換えて申告してください。

(2) 用紙申告の場合

申告書の賦課金番号は旧法人のままとし、旧法人名、旧住所等に二重線を引き、4月1日時点の法人名、住所等に訂正して申告してください。

(問3) 1987(昭和62)年4月1日以降に会社の合併があった場合、過去分賦課金の計算の基礎になる過去分SOx累積換算量はどのようになりますか？

(答) 合併によって消滅することとなる会社の過去分SOx累積換算量は、合併後の新会社又は存続会社に包括的に承継されることとなります。

(問4) 事業譲渡を行う予定ですが、どのような届出をするのですか？

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

ERCA担当者から、折り返しご連絡します。

納付義務の承継について判断しますので、「名称等変更届出書」と「大気汚染防止法(以下「大防法」という。)に基づくばい煙発生施設承継届出書(写)」、「事業譲渡契約書(写)」、「会社登記簿謄本(写)」等を提出してください。

(問5) 分社化(分割)し、同一敷地内に2法人が存続する場合の手続は、どのようになるでしょうか？

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

ERCA 担当者から、折り返しご連絡します。

納付義務の承継について判断しますので、ERCA に「名称等変更届出書」と「大防法に基づくばい煙発生施設承継届出書（写）」、「分割契約書又は分割計画書（写）」、分割者及び分割承継者の「会社登記簿謄本（写）」を提出してください。

（問 6） 清算終了を行う予定ですが、終了後はどのような手続が必要ですか？

（答） 納付義務者の変更に係る内容を確認する必要がありますので、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。ERCA 担当者から、折り返しご連絡します。

事業の譲渡等を行って会社を清算する場合は、譲渡先に納付義務が承継される場合もありますので、納付義務の承継について確認します。

また、終了後の手続は、清算終了登記が終了後、「名称等変更届出書」、清算終了又は破産手続終了した日が記載された「登記簿謄本（写）」、「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）」を提出してください。

（問 7） 会社が解散（倒産）した場合の納付義務の取扱いは、どうなるのですか？

（答） 会社が解散（倒産）し、事業を引き継ぐ法人がない場合は、清算終了の日をもって納付義務が消滅しますが、清算終了時までは、賦課金を申告・納付する義務があります。

なお、合併、分割、事業譲渡などの場合は事業が引き継がれることがありますので、この場合は賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。ERCA 担当者から、折り返しご連絡します。

* 清算終了の日が今年 4 月 2 日～来年 4 月 1 日の場合は、納付義務の消滅は来年度からとなります。

* 清算終了の日が前年 4 月 2 日～今年 4 月 1 日の場合は、納付義務の消滅は今年度からとなります。

（問 8） 事業場の全面廃止又は工場移転の場合について、準備する提出書類は何ですか？

（答） ・ 大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）

（問 9） 合併の場合について、準備する提出書類は何ですか？

（答） ・ 合併契約書（写）
・ 会社登記簿謄本（写）

（問 10） 会社分割の場合について、準備する提出書類は何ですか？

（答） ・ 大防法に基づくばい煙発生施設承継届出書（写）
・ 分割契約書（写）など
・ 会社登記簿謄本（写）

(問 11) 事業譲渡の場合について、準備する提出書類は何ですか？

- (答)
- ・大防法に基づくばい煙発生施設承継届出書 (写)
 - ・事業譲渡契約書 (写) など
 - ・会社登記簿謄本 (写)

(問 12) 施設の賃貸借・譲渡、土地・建物の信託の場合について、準備する提出書類は何ですか？

- (答)
- ・大防法に基づくばい煙発生施設承継届出書 (写)
 - ・賃貸借契約書 (写)、施設譲渡契約書 (写)、土地信託契約書 (写)
土地信託受益権売買契約書 (写) 等のうち、変更内容に該当するもの
 - ・会社登記簿謄本 (写)

3 オンライン申告の「認証情報」について （「電子申告等届出書」を含む）

（問1）オンライン申告を始めたい場合、どうすればよいですか？

（答） 賦課金特設サイトの「各種届出書フォーム」から「電子申告等届出書」をご提出ください。

届出内容確認後、ERCA から認証情報（ユーザ ID、仮パスワード、認証用ファイル（k2h ファイル））を送付しますので、オンライン申告システムにログインして申告をお願いします。

（問2）「電子申告等を行う者」とは？

（答） オンラインで手続を行おうとする担当者となります。

（問3）「認証情報」は、有効期限があるのですか？

（答） 期限はありません。

「賦課金番号」に変更がない限り、認証情報（ユーザ ID、変更後のパスワード、認証用ファイル（k2h ファイル））は有効ですので大切に保管してください。

担当者が変わる場合は、認証情報を引継いでください。

（問4）認証情報の送付先である「認証情報送付先」欄に変更があった場合は、どのような手続が必要ですか？

（答） 手続の必要はありません。

認証情報（ユーザーID・仮パスワード）のハガキの発送を廃止したため届出は不要となりました。後任の担当者等へ認証情報を引き継いでください。

（問5）認証情報を取得後、用紙申告に変更してもよいですか？

（答） 認証情報を取得後であっても、用紙申告に変更することは可能です。

ただし、その際用の紙申告の提出先は、所定の提出先になりますので、オンライン申告との二重申告にならないようご注意ください。

（問6）「電子申告等届出書」の提出期限はいつですか？

（答） 期限はありません。

届出書の提出は、認証情報の発行・郵送等に時間を要することから、なるべく4月末までに提出いただくことをお勧めしています。

（問7）「電子申告等届出書」の納付義務者名称が変更になる場合は、どのような手続が必要ですか？

（答） 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。ERCA 担当者から、折り返しご連絡します。

手続としては、「名称等変更届出書」を提出し、「賦課金番号」が変更になる場合は、「電子申告等届出書」を再提出して新たな認証情報を取得してください。

なお、名称変更の理由によって、提出する確認資料が異なりますので「申告・納付の手続き（緑冊子）」をご確認ください。

（問 8）自分で設定したパスワードを忘れた場合は、どうすればよいですか？

（答） 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」の「認証情報に関すること」を選択しご連絡ください。

設定したパスワードを無効にしますので、メールで送信された仮パスワードで再度ログインしていただき、新しいパスワードを設定してください。

（問 9）認証用ファイル（k2h ファイル）を紛失した場合は、どうすればよいですか？

（答） 賦課金特設サイト「各種届出書フォーム」の「電子申告等届出書」の「再発行」を選択して送信してください。

認証用ファイル（k2h ファイル）をメール又は CD で再発行いたします。認証用ファイルは今後も使用しますので、大切に保管してください。

（問 10）オンライン申告で使用する認証用ファイル（k2h ファイル）を開くことができません。どうすればよいですか？

（答） 認証用ファイル（k2h ファイル）は開かないでください。

開いても読み取れないファイルです。受け取った認証用ファイル（k2h ファイル）を PC 上に保管していただき、オンライン申告システムにログインする際に参照（参照→指定→開く）してください。

（問 11）オンライン申告システムのログイン画面はどうすれば表示できますか？

（答） 賦課金特設サイトの右上にある「オンライン申告システム ログイン」バナーからログインしてください。

アドレスを入力した場合は、次のような原因が考えられます。

- ・アドレスの入力誤り。
- ・オンライン申告サイトの、https://の「小文字の s（エス）」の入力漏れ。
- ・パスワードの入力誤り。

（問 12）認証情報のハガキが届いていない場合は、どうすればよいですか？

（答） 2021 年（令和 3 年）3 月を最後に認証情報（ユーザー ID・仮パスワード）のハガキの発送は廃止となりました。

毎年度の仮パスワードでのログインはなくなりましたので、事業者にて設定したパスワードで引き続きログインできます。

なお、設定したパスワードを忘れた場合は、賦課金ホームページ「お問い合わせフォーム」の「認証情報に関すること」を選択しご連絡ください。

(問 13) 「電子申告等を行う者」に指定した担当者が交代したのですが、「電子申告等届出書」の提出は必要ですか？

(答) 提出は不要です。

これまで使用していたオンライン申告の認証情報を、引き継いで使用してください。

(問 14) オンライン申告をしていますが、法人の組織変更により賦課金番号が変更しましたが、「電子申告等届出書」の提出は必要ですか？

(答) 提出は必要です。

賦課金特設サイトの各種届出フォームから「電子申告等届出書」を届け出て、変更後の賦課金番号で認証情報を入手してください。

(問 15) 押印廃止に伴い、「電子申告等届出書」の様式が変わりましたが、オンライン申告に関する手続で変更がありますか。

(答) ①従来 CD-R でお送りしていた「認証用ファイル (k2h ファイル)」を、メールで送付することが可能となりました。

②「電子申告等を行う者」が変わっても、これまでお使いいただいていた「認証用ファイル (k2h ファイル)」は引き続き使用いただけます。

③「電子申告等届出書」から「代理人選任・解任届出書」欄を削除しましたので、代理人で申告する場合のみ、「代理人選任・解任届出書」を提出いただくこととなりました。

注) 従来は、「電子申告等届出書」は「代理人選任・解任届出書」を兼ねておりましたが、代表者の押印を廃止にしたことに伴い、「電子申告等届出書」と「代理人選任・解任届出書」は、別々の届出書となりました。代理人の変更については、「代理人選任・解任届出書」を提出してください。

(問 16) オンライン申告をしています。担当者が変更になる場合、どのような手続が必要ですか？

(答) 手続の必要はありません。

担当者が変更した場合は、申告書の担当者欄に変更となった担当者をご記入ください。

なお、認証情報は引き続き使用できますので、後任の担当者へ引き継いでください。

4 オンライン申告の方法について (Excel 雛型ファイルを含む)

(問1) オンライン申告の手順について教えてください。

(答) ① オンライン申告に使用するパソコン環境を確認してください。

項目	条件
OS	Windows10、Windows11
ソフト	Excel 2016、Excel 2019、Excel 2021
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome 256ビット TLS 暗号化通信が可能なこと
接続環境	インターネットに接続されていること

- ② ERCA ホームページの各種届出書フォームから「電子申告等届出書」を提出して届け出てください。
- ③ ERCA では、「電子申告等届出書」受領後、認証情報（ユーザ ID、仮パスワード、認証用ファイル（k2h ファイル））を発行し、「認証情報送付先」欄に記載された送付先にメール又は郵送で送付します。

(問2) オンライン申告のメリットについて教えてください。

- (答) ① 申告期間内（4月1日～12月31日）なら、24時間いつでも申告することができます。
- ② 合併等で賦課金番号の変更がないかぎり認証情報（ユーザ ID、変更後のパスワード、認証用ファイル（k2h ファイル））は毎年度使用できます。
- ③ オンライン申告システムに「算定様式なし用」の Web 入力フォームを新設しました。算定様式の提出が必要のない事業者は、申告書の雛型ファイルをダウンロードすることなく Web 画面に直接入力ができますので作業の効率化が図られます。
- ④ オンライン申告システムから ERCA に登録されている最新情報を申告書雛型ファイルに取込みダウンロードしますので入力作業の軽減が図られます。
- ⑤ Excel 雛型ファイルを使用しますので、計算誤りの回避、入力漏れ、入力誤りの回避等ができます。
- ⑥ 次年度申告のための各算定様式の Excel 雛型ファイルが早期にダウンロードできます。（毎年 11 月 1 日～ 申告書以外の算定様式 A、B、C、D、E、b）

(問3) オンライン申告システムのセキュリティについて教えてください。

(答) ① 不正アクセスの防止について

事前登録を基に、認証情報（ユーザ ID、パスワード、認証用ファイル（k2h ファイル））の発行を行っています。パスワードは適宜変更してください。

② 通信途上の盗難予防について

オンライン申告システムでは、申告情報の送信に、256 ビット TSL 暗号化通信を適用しています。

③ 情報の保護について

オンライン申告システムでは、申告情報を記録しているデータベースやサーバは、ファイアウォールとウィルス対策技術などにより保護されています。また、サーバは外部の堅牢性の高いデータセンターに設置しており、サーバ機器についても保護しています。

(問4) オンライン申告システムに新設された「オンライン申告(算定様式なし用)」とは何ですか？

(答) 申告書の雛型ファイルをダウンロードすることなく Web 画面に直接入力ができますので作業の効率化が図られます。

セキュリティ等の関係で Excel 雛型ファイルのダウンロード、アップロードができない場合や Excel のマクロが使用できない事業者がご利用いただけます。

(問5) オンライン申告システムに新設された「オンライン申告(算定様式なし用)」の「算定様式なし用」とは、どのような事業者が対象ですか？

(答) 以下の事業者が対象となります。

- ・ 過去分の申告のみの事業者
- ・ 施設の休止等で、算定期間(前年の1月～12月)の現在分のSOx排出量が0(ゼロ)の事業者

(問6) オンライン申告システムによる「名称等変更届出書」の届出について教えてください。

(答) 「名称等変更届出書」については、オンライン申告システムの「名称等変更届出書」メニューから提出ができます。必要な添付資料もオンライン申告システムの「添付ファイル提出(アップロード)」から提出できます。

なお、3月1日～3月31日の間は、メンテナンス期間中のため、賦課金特設サイトの各種届出書フォームから届け出てください。

(問7) オンライン申告事業者に申告関係書類の送付はありますか？

(答) オンライン申告の実施の有無にかかわらず、申告関係書類は送付します。

なお、「申告・納付の手続き(緑冊子)」と「申告書類作成マニュアル(青冊子)」については、賦課金特設サイトより毎年、最新版をダウンロードしてご確認ください。

(問8) オンライン申告でも納付書は送付されますか？

(答) オンライン申告の事業者にも、申告関係書類と一緒に所定の納付書を送付します。納付書は他の書類と比べてサイズが小さいため申告書類に紛れてしまうことがありますので、今一度ご確認ください。

(問 9) オンライン申告システムで提出できる届出書は何ですか？

(答) オンライン申告システムで提出できる届出書は、「名称等変更届出書」です。

「電子申告等届出書」と「代理人選任・解任届出書」は賦課金特設サイトの「各種届出書フォーム」から届け出てください。

(問 10) オンライン申告システムにアクセスすると時間外通知画面が表示される場合は、どうすればよいですか？

(答) ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアしてください。

→「申告・納付の手続き（緑冊子）」参照

(問 11) 申告データを送信できない場合は、どうすればよいですか？

(答) 次のような原因が考えられます。

- ・算定ファイルのみ送信している場合
- ・申告書又は算定様式の賦課金番号が違っている場合
- ・Excel 雛型ファイルの名前を変えた場合（C様式は除く）
- ・Excel 雛型ファイルの名前に不要な空白（スペース）が含まれている場合

(問 12) 算定様式の送信を忘れた場合、又は送信した内容が違っていた場合は、どうすればよいですか？

(答) フリーダイヤル又は賦課金特設サイト「お問い合わせフォーム」から連絡してください。

送信した申告書データを無効にしますので、ERCA からデータの無効について連絡があったら、正しい申告データ（申告書及び算定様式）を再度、送信してください。

(問 13) 送信（アップロード）した確認はどのようにするのですか？

(答) 送信した場合は、必ず「送信記録」が表示されますので印刷し保管してください。

また、送信後も、送信記録画面から申告書の内容を確認することができます。

(問 14) オンライン申告で申告書は印刷できますか？

(答) Excel 雛型ファイルは、送信（アップロード）前に印刷ボタンで印刷できます。

提出後は、「送信記録」と「詳細情報」が表示され、印刷して保管することができます。

(問 15) オンライン申告をしています。どのように Excel 雛型ファイルを手入れすればよいですか？

(答) オンライン申告システムにログインして、ダウンロードメニューから Excel 雛型ファイルを手入れしてください。

(手順)

- ・オンライン申告システムにログインする。

- ・送付する書類を選択とありますので「汚染負荷量賦課金申告書」を選択する。
- ・次の画面で「オンライン申告雛型ファイルダウンロード」を選択する。
- ・雛型ファイルのダウンロード画面が表示されますので、必要な雛型ファイルを選択し、ダウンロードしてください。

(問 16) Excel のマクロ表示が出ない場合はどうすればよいですか？

(答) 「コンテンツの有効化」の設定をしてください。

なお、「算定様式の追加」を行った Excel 雛型ファイルの場合、保存時に環境再生保全機構の署名が破棄されるため、「コンテンツの有効化」の設定をしても、マクロ表示が出ない場合があります。その時はセキュリティレベルを変更してください。

(申告書類作成マニュアル(青冊子)の「Excel 雛型ファイル編集時のご注意」参照)

(問 17) ダウンロードした Excel 雛型ファイルを解凍できない・開けない。どうすればよいですか？

(答) ダウンロード中にファイルが破損した可能性があります。再度、Excel 雛型ファイルをダウンロードしてみてください。

パソコンに解凍ソフトがインストールされていない可能性があります。Windows 標準機能でファイルを解凍してみてください。

(問 18) 次のような事象が発生します。

- ・Excel 雛型ファイルが開かない。(開こうとすると強制終了する。)
- ・入力チェック、印刷、様式の追加などをクリックすると、Excel が強制終了する。(メッセージが表示される場合もあります)
- ・「プロジェクトまたはライブラリが見つかりません」などのエラーメッセージが出現し、マクロが機能しなくなった。
- ・作業中にフリーズする。

(答) Excel が、Dynamic Data Exchange (DDE) を無視するように設定されている可能性があります。下記手順で設定を変更してください。

- ① Excel で、ファイル→オプション→詳細設定をクリックする。
- ② 「全般」の Dynamic Data Exchange (DDE) を使用するほかのアプリケーションを無視する」にチェックが入っている場合は、チェックを外す。
- ③ OK をクリックする。

また、以下の原因も考えられますので、事業所のシステム管理者にご相談ください。

- ・事業所内でのセキュリティの問題から、マクロファイルを使用できない環境で無理に使用した場合、強制終了されることがあります。
- ・ネットワークの環境や、PC とプリンターの接続などシステム環境により、印刷が

できない、強制終了されるなどのケースがまれに発生します。

- ・Excel 雛型ファイルは、ブックやシートに保護をかけられています。入力できないセルの操作、マクロ情報の編集、ファイル名の変更などを行うと、Excel 雛型ファイルが損傷する原因となります。
- ・事業所内のインターネット接続環境や、ダウンロード時の状況によりダウンロードしたファイルの一部が損傷する場合があります。

(問 19) Excel 保存を行うと、「変更を保存して署名を破棄する(D)」などのメッセージが表示されます。

(答) 算定様式の追加で複数の算定様式を作成していた場合、Excel 保存を行うとメッセージが表示されます。「変更を保存して署名を破棄する(D)」をクリックして、保存してください。

(問 20) 算定様式で使用量なしの月を0で入力した場合、エラー表示となる。どうすればよいですか？

(答) 使用量なしの場合はブランク（何も入力しない）としてください。
全算定様式共通です。

(問 21) 算定様式を複数枚作成する時は、必要枚数分ダウンロードする必要がありますか？

(答) 算定様式が複数枚必要なときは、Excel 雛型ファイルにある「算定様式の追加」ボタンで必要枚数を追加してください。

※C様式については、1施設につき Excel 雛型ファイルが1つ必要となります。複数の施設分を算定する場合は、入力されていないC様式の Excel 雛型ファイルを必要な施設分だけコピーして、施設ごとに作成してください。

(問 22) Excel を終了できません。どうすればよいですか？

(答) Excel 雛型ファイル内の「終了」ボタンをクリックして Excel 雛型ファイルを閉じてから、Excel を閉じてください。

Excel 雛型ファイルを閉じる前に、Excel を終了しようとするすると、エラーメッセージが表示されて Excel を閉じることができません。

(問 23) 申告書 Excel 雛型ファイルの名称を変更してもいいですか？

(答) Excel 雛型ファイルのファイル名は変更しないでください。データが取り込めなくなります。

注) C様式については、複数の施設があり様式を別にして算定する場合は、次のとおりファイル名の後に様式番号を追加して保存してください。

<例> C様式のファイル名 → 「20XXC様式 1」、「20XXC様式 2」

「XX」にはその年の西暦2桁が入ります。

5 「申告書」の作成について

(工場・事業場の移転、閉鎖、建替え、施設の廃止等を含む)

(問1) 工場・事業場の移転、閉鎖、建替え、施設の廃止（一部廃止を含む）等がある場合、どのように対応すればよいですか？

(答) 工場・事業場の変更等が生じる場合は、申告書類の送付先の変更や申告内容の変更が必要となる可能性がありますので、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。機構担当者より折り返しご連絡します。

(問2) 工場・事業場等を建替えしますが、申告はどうするのですか？

(答) 同一敷地内又は隣接地に建替えする場合には、建替え後の施設も申告の対象となります。SOx 排出量の実績に基づき申告・納付してください。

(問3) 工場・事業場を移転・閉鎖したが、今後の賦課金の申告はどのようになるのですか？

(答) 移転・閉鎖までの現在分と過去分の申告が引き続き必要となり、その後は過去分のみ申告が必要です。

なお、手続としては「名称等変更届出書」に「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)」を添付し提出してください。申告書類の送付先に変更がある場合については「名称等変更届出書」の送付先欄にその旨記入してください。

(問4) 工場・事業場を隣接地に移転したが、今後の賦課金の申告はどのようになるのですか？

(答) 隣接地への移転の場合は、その後も現在分と過去分の申告が引き続き必要となります。

(参考) 隣接地への移転に関して

工場・事業場の具体的な範囲については、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の場合の工場・事業場の概念と同義である。

「すなわち、工場とは、社会通念上、一個の単位として生産活動を行われている場所をいい、原則として同一敷地内にあり、かつ、組織上、生産工程上密接な関連があるものをいう。ただし、同一敷地内になくても、道路、河川等をへだてている等近接しており、かつ、組織的関連、生産工程上の関連等からみてそれぞれ一個の工場としての独立性がなく、全体を一工場として取り扱った方がよいと認められる場合には、全体を一工場として取り扱うものとする。」

(問5) 年の途中（前年の6月）に施設の一部を廃止した。この場合、廃止した施設の分のSOx 排出量は申告する必要はあるのですか？

また、年の途中（前年の7月）に増設した施設の分のSOx 排出量は申告する必要はあるのですか？

(答) 前年中（1月1日～12月31日）に当該工場から排出された全てのSOx 排出量が申

告の対象となります。

(前年の6月に廃止の場合)

前年1月から廃止した前年6月までの間のSOx排出量を申告する必要があります。

(前年の7月に増設の場合)

前年の7月に増設した施設の分については、増設した前年7月から前年12月までの間のSOx排出量を申告する必要があります。

(問6) ばい煙発生施設を全て廃止した場合、大防法の届出対象外の施設から排出するSOx量も申告するのですか？

(答) 前年中(1～12月)に当該工場から排出された全てのSOx量が申告の対象となります。

大防法の届出対象外の施設から排出するSOx量も申告する必要があります。

(問7) 同一敷地内の施設を更新した場合、算定の対象になるのですか？

(答) 事業所において前年中に排出されたすべてのSOx排出量が申告の対象となります。更新した施設も算定の対象に含めてください。

(問8) 最大排出ガス量はどのようなものですか？

(答) 施設を設置する際、大防法の定めにより、ばい煙発生施設等設置届の届出義務がありますので、その届出書の排出ガス量の「湿りの最大値」の合計値を記入してください。休止施設分についても合計に含めます。

(問9) ばい煙発生施設を増設した場合、最大排出ガス量の合計に加えるのですか？

(答) 申告年度の初日(4月1日)現在の工場・事業場全体の数値ですので、増設した施設分も加えます。

(問10) 最大排ガス量に変更になった場合、現在分SOx排出量を算定する上で何か影響はありますか？

(答) 施設の増設、廃止、能力変更、燃料転換等により最大排出ガス量に変更が生じる場合がありますが、SOx算出量を算定する上では特に影響はありません。

申告書には年度初日(4月1日)現在の最大排出ガス量を記入することになりますので、変更後の値を記入してください。

(問11) 最大排出ガス量がわからない場合は、どのようにすればよいのですか？

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。機構で、当該施設的能力等を示す資料を提出していただき、確認した結果を連絡いたします。

(問12) 業種が変更となりましたが、申告書にはどのように記載するのですか？

(答) 「申告書類作成マニュアル(青冊子)」の「業種名とその分類一覧」を確認の上、変更後の業種名を記載してください。

(問 13) 賦課金を延納申請する場合、延納回数は4回未満でも可能ですか？

(答) 賦課金額が30万円以上である納付義務者は延納することができますが、4回未満は選択できません。「全納」か「4期に分けて延納するか」どちらかを選んでください。

(問 14) 担当者が変わったが届出は必要ですか？

(答) 届出の必要はありません。

申告書に新しい担当者の名前を記入してください。申告書類及び納付書の送付先が変わる場合は、「名称等変更届出書」を提出してください。

(問 15) 申告書の作成担当者欄に施設の管理会社の名前を記載してもよいですか？

(答) 実際に申告書を作成し、機構からの問い合わせ等に適正に対応ができる担当者を記載してください。

6 「算定様式」の作成について

【全様式共通】

(問1) 算定様式のNO.の欄(ナンバー欄)は、どのように記入するのですか？

(答) 下の欄にこの様式の全使用枚数を、上の欄にその何枚目(通しナンバー)であるかを記入してください。

(例) A様式の全使用枚数が5枚で2枚目の場合は、02/05となります。

(問2) 使用燃原料がマニュアルの「燃原料コード表」に見当たらない場合はどのように適用すればよいのですか？

(答) 燃原料コード表に記載されている液体燃料・固体燃料・気体燃料・廃棄物・原料のそれぞれの区分の「その他コード」を適用してください。

(問3) 年の途中で燃原料を変更した場合、申告書に添付する算定様式の枚数は何枚必要ですか？

(答) 様式の使用枚数は燃原料の種類ごと、脱硫装置ごとに作成することになっています。1月から変更月までで1枚、変更後の月から12月までで1枚、合計2枚の算定様式が必要です。

(問4) 燃原料の密度、硫黄分について自社測定を行っている場合、どのような添付書類が必要ですか？

(答) 測定データと自社測定によらざるを得ない理由、測定方法、測定者を明記した書類を提出してください。

(問5) 数種類の燃原料が混入していて硫黄分が不明の場合はどうすればよいのですか？

(答) 混入している燃原料の種類ごとの使用量と硫黄分が把握できる場合は、燃原料の種類ごとにA様式で申告してください。

燃原料の種類ごとの使用量と硫黄分が不明の場合は、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。ERCA担当者から折り返しご連絡します。

(問6) 「申告書類作成マニュアル(青冊子)」の標準的硫黄分とは、どういう場合に適用してよいのですか？

(答) 標準的硫黄分は全国的な平均値です。事業所における燃原料の硫黄分が不明な場合に使用します。この標準的硫黄分は平均的水分状態で表示してありますので、水分量が異なる場合は「申告書作成マニュアル(青冊子)」の「標準的硫黄分一覧」を参考の上、焼却量を補正してください。

なお、「標準的硫黄分一覧」に記載のない廃棄物の場合は、硫黄分の分析を実施して申告してください。

(問7) 用紙による申告をしますが、E様式、b様式、加重平均表についてはExcel雛型ファイルを利用し、プリントアウトして提出してよいですか？

(答) 提出しても構いません。

(問8) 電算機等で算定様式を独自に作成してもよいですか？

(答) ERCA所定のExcel雛型ファイルを使用してください。

これらの算定様式を使用した申告が困難な場合は、ERCAにご相談ください。

【A様式、C様式、D様式、E様式、加重平均】

(問9) SO_x排出量の算定は月ごとの使用量から算定することですが、燃原料の使用量と購入量との差が微量である場合は、購入量で算定してもよいですか？

(答) SO_x排出量の算定は使用量から求めるのが原則です。

使用量の把握が困難な場合で、かつ、在庫量が少なく使用量と購入量との差が微量である場合には、購入量で算定してください。

(問10) 購入先の成績表が各月ない場合はどうするのですか？

(答) ロット毎に密度および硫黄分が変わりますので、前月と同じロットを使用している月は、成績表の取り寄せは不要です。

前月と異なるロットを使用する場合は、成績表を取り寄せてください。

【B様式、E様式、b様式】

(問11) SO_x濃度の分析はどの方法で行えばよいでしょうか？

(答) SO_x濃度の分析方法は、JISに定められた方法から標準的測定濃度範囲及び妨害成分に応じて選択してください。

(問12) 従来からある施設は排ガスのSO_x濃度を比濁法で測定していましたが、今回新たに設置した施設では、S分濃度の低い燃原料を使用するため、排ガスのSO_x濃度は低くなる見込みです。従来通り比濁法で測定してよいでしょうか？

(答) 排ガス中のSO_x濃度測定方法には、各々定量範囲があります。排ガスSO_x濃度が低くなる場合は、より定量下限が低いイオンクロマトグラフ法に測定方法を変更するのが適切であると考えられます。

【A様式】

(問13) A様式の使用枚数は燃原料の種別ごと、脱硫装置ごとに様式を作成するということですが、具体的に説明してください。

(答) 「燃原料の種別ごと」とは、例えば重油の場合、1種(A重油)、2種(B重油)、3種(C重油)を使用している場合は、それぞれA様式を分けて作成します。種別が異なる燃原料を1枚の算定様式にまとめることはできない、ということです。

「脱硫装置ごと」というのは、同一燃原料で脱硫装置を設置している施設と設置していない施設とで使用している場合は、様式を分けて作成する、ということです。

また、燃原料を年の途中で変更した場合も様式を分けて作成してください。

(問14) 液体燃料をkg単位で管理している場合、密度の記入はどうすればよいですか？

(答) 「使用量の単位」の欄の kg を○で囲み、密度の欄の記入は不要です。

(問15) 「試験成績表」を月1枚しかもらっていないが、その数値を月間に適用してもよいですか？

(答) 購入先からその月に同一ロットのものが供給されていれば、適用して構いません。

(問16) 含有硫黄分が0.01%未満の灯油等の燃料で「試験成績表」がない場合はどうすればよいですか。また、この場合の申告はどのようにすればよいですか？

(答) 購入先に問合せをし、「試験成績表」を取り寄せてください。ただし、都市ガスについては不要です。

また、灯油、LPG等で含有硫黄分値が0.01%未満の場合は、年間計欄に使用量と代表的な密度及び含有硫黄分(0.00)を記入し、SO_x排出量欄は「0.0」として記入してください。記入方法は、「申告書類作成マニュアル(青冊子)」を参照してください。

(問17) 廃棄物を自社分析(又は第三者分析)した結果、「申告書類作成マニュアル」の標準的硫黄分と異なる値となった場合、分析値を用いてSO_x排出量を算定してよいですか？

(答) 分析値を使用してください。この場合、分析方法、分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

(問18) 「試験成績表」等の添付は、省略してもよいですか？

(答) 燃原料の購入先からの「試験成績表」は添付していただく必要はありません。

ただし、ERCAから必要に応じて提出をお願いすることがありますので、SO_x排出量算定の基礎となった「試験成績表」等の原始帳票は、その完結の日から5年間保存してください。

(問19) 使用量、密度及び含有硫黄分について電算処理しているのですが、「加重平均一覧表」の代わりに出力表を添付して差し支えないですか？

(答) 加重平均した結果の数値だけでなく、計算過程が明記されたものであれば出力表でも構いません。

(問20) 燃料の密度、含有硫黄分について自社測定を行っている場合、どのような添付書類が必要ですか？

(答) 密度、含有硫黄分の数値が自社測定によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付してください。

【B様式】

(問 21) B様式を用いて排出ガスの測定によって、SO_x排出量を算定する場合、測定回数は何回が妥当ですか？

(答) 原則2カ月に1回以上実施してください。

(問 22) 燃原料の使用量、硫黄分等が月別に明らかになっていますが、2カ月に1回の測定データがあるので、B様式を用いて申告してよいですか？

(答) 燃原料の使用量、硫黄分等が月別に明らかな場合は、A様式で算定してください。

B様式は、A様式により算定することが困難な場合(使用量、硫黄分、脱硫状況の把握が困難な場合等)に使用することになっています。

(問23) B様式を用いる場合、燃原料の種別、使用量、密度及び含有硫黄分は、排出SO_x量の算定の過程を示すものではないため、記載は不要ではありませんか？

(答) 排出 SO_x 量の目安としますので、燃原料の種別、使用量、密度及び含有硫黄分はできる限り記入してください。

【D様式】

(問 24) 廃棄物であればすべてD様式を使用してよいですか？

(答) 廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物とに区別します。

一般廃棄物を焼却する地方公共団体等の清掃工場の場合、D様式を使用してください。

また、一般企業で産業廃棄物を焼却する工場の場合は、その種類ごとに個々にA様式を使用してください。

(問 25) D (b) 様式を使用して排出ガス測定により算定する場合の測定回数は何回必要ですか？

(答) B様式と同様に原則2カ月に1回以上必要です。

この場合、必ずb様式を添付してください。測定回数が不足する場合は、D (a) 様式「⑫ a 廃棄物の硫黄分より算定する場合」により算定してください。

(問 26) D様式で申告する場合で、助燃剤を年間複数回購入している場合、密度、硫黄分は加重平均するのですか？

(答) 加重平均してください。

また、助燃剤をD様式に記入せず、A様式を使用して申告しても構いません。A様式で助燃剤分のSO_x排出量を計上する場合は、D様式にも計上すると二重計上になるため、どちらか一つの方法で申告してください。

(問27) 都市ごみの含有硫黄分が自社分析(又は第三者分析)によって明らか場合は、自社分析値を用いてよいですか？

(答) 分析値を使用してください。この場合は、分析方法、分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

【E様式】

(問 28) 脱硫効率の算定に係る排出ガスは、年何回測定すればよいですか？

(答) 1施設の排出SO_x量が10m³N/h以上の場合は、2か月に1回以上、10m³N/h未満の場合は、年に1回以上の測定が必要です。

また、大防法で常時測定が義務づけられている施設は、月1回測定してください。負荷の変動によって脱硫効率に変化する装置については、負荷が変わる期間ごとに測定するようにしてください。

(問 29) 脱硫効率を実測値によらないで設計値、文献値等の値で申告してもよいですか？

(答) 脱硫効率は、実測値によって申告してください。

(問 30) 補正後の脱硫効率を算定する場合、E様式以外の独自の様式を使ってよいですか？

(答) E様式を用いて算定していただきますが、E様式を用いることが困難な場合は、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」からERCAにご連絡ください。ERCA担当者から、折り返しご連絡します。

(問 31) 排出ガスの測定が年2回以上の場合、E様式は何枚作成すればよいですか？

(答) 1つの補正後の脱硫効率の算定についてE様式を1枚作成します。もし年6回測定した場合は、E様式を6枚作成してください。

また、1施設で2枚以上作成する場合で、「1.一般事項」及び「3.脱硫過程の簡略図」に変更がないときは、2枚目以降は同項目を省略して結構です。

(問 32) 年に1回脱硫効率を算定していますが、途中で脱硫装置を交換した場合、脱硫効率の適用期間はどのくらいですか？

(答) 脱硫装置を交換した時点で改めて脱硫効率を算定し、交換以後のSO_x排出量の算定に適用してください。

旧装置の脱硫効率を新装置に適用しないでください。

(問 33) E様式の脱硫過程簡略図は同一となるので1枚書いて、必要枚数コピーしていただきますが全てに簡略図が必要なのですか？

(答) 必要ありません。

年内で排ガス排出系統に変更がなければ、簡略図は最初の1枚目に記載していただければ結構です。

【b様式】

（問 34） 排出ガス測定を行う場合、 O_2 濃度の測定は必要ですか？

（答） 測定してください。

測定が困難な場合は、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。ERCA 担当者から、折り返しご連絡します。

（問 35） 連続計で SO_2 濃度を測定していますが SO_x 濃度の測定が必要ですか？

（答） 測定は必要です。

申告は SO_x 排出量で行いますので、 SO_2 濃度の測定を行っているときは、年1回以上、排出ガス中の SO_2 濃度と SO_x 濃度を同時に測定して、 SO_x 濃度へ補正してください。

（問 36） 乾き排出ガス量を燃原料の組成から計算してもよいですか？

（答） 排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分又は断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくく、排出ガス量の算定が困難な場合は、平均的な燃原料の組成・使用量及び排出ガス中の O_2 濃度等の値から理論計算によって乾き排出ガス量を算定してください。

【加重平均一覧表】

（問 37） 加重平均はどんな場合に必要なのですか？

（答） 同じ月に密度や硫黄分が異なる燃原料を使用した場合に必要です。例えば、複数の購入先あるいは複数の製造ロットの燃料を同一のタンクに受け入れて、同じ月に使用した場合の月ごとの平均密度、硫黄分を求める場合に必要です。

なお、毎月繰越分がある場合は、繰越分も含めて加重平均してください。

（問 38） 加重平均一覧表を添付していますが、試験成績表は添付しなくてもよいですか？

（答） 試験成績表の添付は不要です。

事業所にて5年間保管しておいてください。必要な時にはご連絡させていただき提出いただく場合もあります。

（問 39） 使用量、密度及び硫黄分について電算処理していますが、ERCA 様式の加重平均一覧表の代わりに出力表を添付してもよいですか？

（答） 加重平均した結果の数値だけでなく、計算過程が明記されたものであれば出力表で結構です。ただし、成績表等の原始帳票は5年間保存してください。

7 「名称等変更届出書」、「代理人選任・解任届出書」について

(問1) 「名称等変更届出書」の提出方法について教えてください。

(答) オンライン申告の事業者は、オンライン申告システムのオンラインによる届出ページの「名称等変更届出書」から提出してください。

用紙申告の事業者は、賦課金特設サイトの「各種届出書フォーム」から提出してください。

(問2) 代表者が変わった場合は届出が必要ですか？

(答) 届出の必要はありません。

申告書に変更後の代表者を記載して申告してください。

(問3) 市町村合併等による名称、住所が変わった場合はどうするのですか？

(答) 「名称等変更届出書」を提出してください。

(問4) 会社の住所が変更となり、「名称等変更届出書」を提出したいのですが、申告書の提出と同時でよいですか？

(答) 登録内容のデータを変更する必要がありますので、変更時に提出してください。
なお、変更時期が申告書の提出時期であれば同時に提出いただいても構いません。

(問5) 本社の住所が変更となった場合、どのように対応したらよいですか？

(答) 「名称等変更届出書」を提出してください。

なお、変更時期が申告書の提出時期であれば同時に提出いただいても構いません。

(問6) 工場・事業場の住所が変更となった場合、どのように対応したらよいですか？

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」より変更内容をご連絡ください。
ERCA 担当者から折り返しご連絡します。

(問7) 申告書類の送付先を変更したい場合、届出はどのようにするのですか？

(答) 「名称等変更届出書」の送付先欄に変更後の送付先を記載し提出してください。

なお、施設を廃止した場合は、添付資料として「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）」を提出してください。

(問8) 工場移転を行う予定ですが、届出はどのようにするのですか？

(答) 移転後に申告書類の送付先を変更する場合は「名称等変更届出書」を提出してください。また、併せて「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）」を提出してください。

(問9) 工場・事業場を廃止しましたが、届出はどのようにするのですか？

(答) 「名称等変更届出書」と「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)」を提出してください。

申告は廃止までの現在分と過去分が必要となります。廃止の翌年度以降は、過去分のみの申告となります。

(問10) 施設の一部を廃止しましたが届出は必要ですか？

(答) 施設の一部を廃止した場合は届出の必要ありません。

ばい煙発生施設の全てを廃止したときは「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)」を提出し、申告書の送付先に変更があるときは「名称等変更届出書」をご提出ください。また、施設の廃止等についてERCAから照会することがあります。

(問11) 代理人が変わった場合は届出が必要ですか？

(答) 代理人名で申告書を提出する場合は、賦課金特設サイトの「各種届出フォーム」から「代理人選任・解任届出書」を提出してください。

注) 押印の廃止に伴い、申告書の代表者印の押印省略が可能となりましたので、申告時に、代理人欄を空欄にして代表者で申告いただければ届出は不要となります。ERCAは代理人を選任せず、代表者による申告を推奨しております。

(問12) 「代理人選任・解任届出書」の届出者は工場長でよいですか？

(答) 法人の代表者で提出してください。

法人の代表者が代理人を選任することとなります。

(問13) 代理人とは、公害防止管理者をいうのですか？

(答) 公害防止管理者である必要はありませんが、工場長など責任ある立場の人を選任してください。

8 納付について

(納付書及びペイジー (Pay-easy) による納付)

(問1) 「納付区分」「複数事業所分をまとめて納付」「納付額」の欄が空白なのですが？

(答) 全期・第1期分の納付書については、上記の各欄は事業所の方が手書きで記入してください。

その際、申告書の金額と納付書のコピー金額が一致していることを確認してください。

なお、「複数事業所分をまとめて納付」する場合は、納付書の裏面に事業所ごとの内訳をご記入ください。

(問2) 延納(4期に分けて納付)をしたいが、汚染負荷量賦課金を4で割り切れない場合はどのようにしたらよいですか？

(答) 第1期から第4期までの100円未満の金額をすべて第1期の金額に合算してください。

なお、延納は汚染負荷量賦課金額が30万円以上である場合にのみ、ご利用いただけます。

例) 3,922,700円の場合

$$3,922,700 \times 1/4 = 980,675 \text{ 円}$$

第1期分については、

$$980,600 + 75 (100 \text{ 円未満の端数}) \times 4 (4 \text{ 期分}) = 980,900 \text{ 円}$$

第2期分以降については、980,600円となります。

(問3) 工場・事業場が複数ある場合は、それぞれ本社がまとめて納付してもよいですか？

(答) 賦課金の納付は、本社等で一括納付することも可能です。

その場合は、納付書の「複数事業所分をまとめて納付」欄の「する」に○を付し、納付書の3枚目(領収済通知書)裏面に、その内訳を忘れずに記入してください。

(問4) 納付書を書き間違えた。どうすればよいですか？

(答) 納付金額以外の場所の間違いであれば、納付書に印字されている事業所名等を二重線で訂正してそのままご利用ください。

納付金額の訂正はできません。金融機関で受け付けてくれないことがありますので、この場合は、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」から納付書を入手してください。

(問5) 納付書を紛失しました。どのようにすればよいですか？

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」から納付書を入手してください。

(問 6) 全期 (又は第 1 期) 分の納付書が届いていません。

(答) 全期 (又は 1 期) 分の納付書は、申告書類と一緒に送付しているので、再度ご確認ください。納付書は申告書と比べてサイズが小さいため、申告書類に紛れてしまうことがあります。

見つからない場合は、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」から納付書を手手してください。

(問 7) 第 2 期～第 4 期分の納付書はいつ頃届きますか？

(答) 第 2 期～第 4 期分の納付書は、各納付期限の約 1 か月前に各工場・事業場に機構より送付します。

(問 8) 申告書を提出する際に、納付書・領収証書を添付する必要はありますか？

(答) 必要ありません。また、コピーの添付も不要です。

(問 9) 金融機関で納付する際に、身分証明書等は必要ですか？

(答) 犯罪収益移転防止法により、10 万円を超える現金を金融機関の窓口で納付する場合、会社及び担当者の公的証明書が必要になります。

具体的な手続については金融機関にお問い合わせください。

(問 10) 納付書を使って納付をしたのですが、手数料がかかりました。

(答) 取扱金融機関以外の窓口で納付する場合は、手数料が発生しています。

なお、取扱金融機関の窓口で納付する場合は、手数料はかかりません。

※取扱金融機関は「申告納付の手続き (緑冊子)」を確認ください。

※りそな銀行、埼玉りそな銀行が納付書の取扱金融機関から外れましたのでご注意ください。

(問 11) 取扱金融機関以外でも納付は可能ですか？

(答) 取扱金融機関以外でも納付することは可能ですが、その場合は振込手数料が必要になります。

(問 12) 納付書ではなく、銀行振込又は引落としをしたいが可能ですか？

(答) 銀行振込又は引落としは行っておりません。納付書又はペイジーで納付をお願いします。

(問 13) 申告方法によって納付の方法も変わりますか？

(答) 申告方法に関わらず、納付については、納付書又はペイジーで納付をお願いします。

(問 14) 納付期限までに納付が間に合いません。

(答) フリーダイヤル又は賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。

(問 15) 経営不振等により納付の見通しが立たないため、長期的な分割納付をお願いしたい。

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。ERCA 担当者から、折り返しご連絡します。

(問 16) 汚染負荷量賦課金は経理処理上どうしたらよいですか？

(答) 賦課金は法人税法上各事業年度の損金の額に、所得税法上はその年分の必要経費に、それぞれ算入できます。

○法人税法基本通達

(賦課金、納付金等の損金算入の時期)

9-5-7 法人が納付すべき次に掲げる賦課金等については、それぞれ次に定める日の属する事業年度の損金の額に算入する。

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律第 52 条第 1 項《汚染負荷量賦課金の徴収》に規定する汚染負荷量賦課金

当該汚染負荷量賦課金の額につき、汚染負荷量賦課金申告書が提出された日
(決定に係る金額については、当該決定の通知があった日)

○所得税基本通達

(汚染負荷量賦課金等)

37-9 の 2 次に掲げる賦課金等で業務に係るものは、それぞれ次に定める日の属する年分の当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律第 52 条第 1 項《汚染負荷量賦課金の徴収》に規定する汚染負荷量賦課金

当該汚染負荷量賦課金の額につき、汚染負荷量賦課金申告書が提出された日
(決定に係る金額については、当該決定の通知があった日)

(問 17) ペイジー (Pay-easy) とは何ですか？

(答) 社内 (事業所内) パソコンからインターネットを利用してインターネットバンキングで納付する方法です。

ペイジーを利用すれば、金融機関の窓口に出向かなくてもいつでも納付できます。

(問 18) 利用できる納付方法（チャネル）は何ですか？

(答) 社内（事業所内）のパソコンからインターネットバンキングに接続、ログインし納付していただきます。

A T Mは使用できません。

(問 19) ペイジー（Pay-easy）を利用して納付する際に事前手続は必要ですか？

(答) 事前手続の必要はありません。

ただし、取扱金融機関においてインターネットバンキングの契約が必要です。

(問 20) ペイジー（Pay-easy）用の「電子納付用入力シート」が届いていません。

(答) 「電子納付用入力シート」の配布を中止しました。

ペイジーの納付方法については、「ペイジー用チラシ」又は「申告納付の手続き（緑冊子）」を確認の上、手続を行ってください。

(問 21) 納付書又はペイジー（Pay-easy）での納付は、事業者で選択して良いですか？

(答) 納付書で納付するか、ペイジーで納付するかは、各事業者でお選びください。

(問 22) ペイジー（Pay-easy）が導入されると、現行の納付書での納付はできなくなるのですか？

(答) 納付書での納付も引き続き行うことができます。

機構は、ペイジーでの納付を推奨しております。

(問 23) ペイジー（Pay-easy）を利用すると振込手数料はかかりますか？

(答) 振込手数料はかかりません。

(問 24) ペイジー（Pay-easy）の取扱金融機関は納付書の取扱金融機関と同じですか？

(答) ペイジーが利用可能な取扱金融機関は、納付書の取扱金融機関とは異なります。

利用可能な金融機関の一覧は、「ペイジー用チラシ」又は「申告・納付の手続き（緑冊子）」に掲載しています。随時拡大、更新していますので、最新情報につきましては機構HPをご覧ください。

(参考)

新たに「みずほ銀行」が、ペイジーでの納付ができるようになりました。

納付書利用可能な取扱金融機関 : 67 行

ペイジー利用可能な取扱金融機関 : 48 行

(問 25) ペイジー（Pay-easy）の入力方法は何を見ればよいですか？

(答) 申告書類に同封している「ペイジー用チラシ」又は「申告・納付の手続き(緑冊子)」をご確認ください。

(問 26) ペイジー (Pay-easy) の収納機関番号とは何ですか？

(答) 固定番号のため「48003」(5ケタ)を入力ください。

(問 27) ペイジー (Pay-easy) の納付番号とは何ですか？

(答) 納付番号(13ケタ)は事業所ごとに異なります。
汚染負荷量賦課金番号(8ケタ)＋年度の固定番号(5ケタ)

(例)

- ・汚染負荷量賦課金番号(8ケタ)
＝納付義務者番号(5ケタ)＋工場事業場番号(2ケタ)＋C・D(1ケタ)
- ・年度の固定番号(5ケタ)
＝2024年度の場合は、「10024」となります。毎年度変わるのでご注意ください。

(問 28) ペイジー (Pay-easy) の確認番号とは何ですか？

(答) 確認番号(6ケタ)は「延納する」か「延納しない」で異なります。
「0*0100」(*以外の数値は固定です)

(例)

- ・延納しない場合：「000100」
- ・延納する場合：第1期「010100」、第2期「020100」
第3期「030100」、第4期「040100」

(問 29) ペイジー (Pay-easy) の納付区分とは何ですか？

(答) 固定番号のため「301」(3ケタ)を入力ください。

(問 30) ペイジー (Pay-easy) の手続をしているが、エラーになってしまいます。

(答) 以下の原因が考えられます。ご確認ください。

- ・納付番号が正しく入力できているか。
- ・確認番号が正しく入力できているか。
- ・収納機関番号(固定番号)、納付区分(固定番号)が正しく入力できているか。
- ・ペイジーが利用できる取扱金融機関か。

※「ペイジー用チラシ」又は「申告・納付の手続き(緑冊子)」をご確認ください。

9 賦課金業務の委託先変更について (各地商工会議所の委託業務終了について)

(問1) 新しい委託先は何処ですか？

(答) ㈱東京商工リサーチ 横浜支店
神奈川県横浜市中区尾上町1-6 ICON 関内2F

(問2) 申告書は何処から送付されますか？

(答) 汚染負荷量賦課金事務局から郵送されます。

汚染負荷量賦課金事務局 (略称：賦課金事務局)

㈱東京商工リサーチ 横浜支店内

神奈川県横浜市中区尾上町1-6 ICON 関内2F

(問3) 電話での問合せは、どこにすればよいですか？

(答) フリーダイヤル 0120-668-838

*フリーダイヤルの番号が変更になりました。

受付時間：9：00～17：00 (土、日、祭日を除く)

(問4) メールでの問合せは、どこにすればよいのですか？

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」からお問合せください。

(問5) 申告書は、どこに提出すればよいですか？

(答) 用紙申告の場合は、汚染負荷量賦課金事務局へ郵送してください。

〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町1-6 ICON 関内2F

㈱東京商工リサーチ 横浜支店内

汚染負荷量賦課金事務局 宛

(問6) 申告書類を提出する送料は、負担していただけるのですか？

(答) 事業者の負担となります。

(問7) 商工会議所への問合せ対応はできますか？

(答) 対応できません。

(問8) 今後、商工会議所からの連絡はありますか？

(答) ありません。

(問9) 商工会議所から申告書の「事業者用」控えに受領印をもらっていたが今後どうすればよいか？

(答) 切手を貼った返信用封筒を同封していただければ、申告書の「事業者用」控えに受領印を押して返送します。

オンライン申告の場合は、送信記録画面が表示されます。

(問10) 商工会議所へ申告書を提出してしまいました。どうすればよいですか？

(答) 商工会議所から転送します。

賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」から、その旨提出した商工会議所名をご連絡ください。

(問11) 委託先の変更により、手続等の変更はありますか？

(答) 制度についての変更はありません。

手続の主な変更点は以下のとおりです。

- ・フリーダイヤルの番号が変更になります。
- ・書類到着の確認とメールアドレス等の登録をお願いします。
- ・用紙申告の申告書の提出先が変更になります。
- ・4月にウェビナーによる説明会を2回開催します。
- ・4月下旬に申告の御礼・申告憑のハガキを郵送します。

(問12) 委託先変更の経緯を教えてください。

(どうして民間競争入札を実施したのですか？)

(答) 平成18年に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」が制定され、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることとなりました。

民間競争入札を実施する具体的な対象業務は、「公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）」の別表において、民間競争入札（いわゆる市場化テスト）対象事業として選定され、平成20年度より3期（5年契約）にわたり民間競争入札を実施しています。

(問13) 今回の民間競争入札の結果について教えてください。

(答) 機構は、令和5年度に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」及び「公共サービス改革基本方針」に基づき、「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」について民間競争入札を実施しました。

令和5年6月に入札公告（一般競争入札（総合評価落札方式））を実施し3者からの応募があり、これらの提案について外部有識者等で構成する「評価委員会」において審議の上、同年9月に開札を行った結果、令和5年から令和10年までの5年間の業務について、(株)東京商工リサーチが当該委託業務を実施することになりました。

10 FD・CD 申告の廃止について

(問1) オンライン申告に変更する場合は、どのようにすればよいですか。

(答) 賦課金特設サイトの届出フォームから「電子申告等届出書」を提出してください。
認証情報(ユーザ ID、仮パスワード、認証用ファイル(k2h ファイル))を送付しますので、こちらを用いてオンライン申告システムにログインして申告してください。

(問2) 用紙申告に変更する場合は、どのようにすればよいですか。

(答) 特段必要な届出は必要ありません。複写式の紙の様式を汚染負荷量賦課金事務局から入手し、作成、申告をしてください。

ERCA ではオンライン申告を促進しています。オンライン申告への変更をご検討ください。セキュリティ等の関係でオンライン申告への変更が難しい場合は、賦課金特設サイト「お問い合わせフォーム」より、その旨ご相談ください。ERCA 担当者から折り返しご連絡します。

また、算定様式の提出が必要ない事業者は、「オンライン申告 Web 入力フォーム」を新設しましたので、申告書雛形ファイルをダウンロードすることなく Web 入力画面に直接入力ができますので、ぜひ、ご利用ください。セキュリティ等の関係で Excel 雛型ファイルのダウンロード、アップロードができない事業者がご利用いただけます。

(問3) 用紙申告用の様式を入手するには、どうすればよいですか。

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」から、その旨ご連絡ください。用紙申告用の様式を郵送します。

(問4) FD・CD 申告をしているが、申告書、算定様式を印刷して提出してもよいですか？

(答) 印刷して提出することはできません。
雛型ファイルを使用できる場合は、オンライン申告への変更をご検討ください。

なお、ダウンロード、アップロードができない場合や Excel のマクロが使用できない場合は、賦課金特設サイト「お問い合わせフォーム」より、その旨ご連絡ください。ERCA 担当者から折り返しご連絡します。

(問5) セキュリティの関係で、Excel 雛形ファイルのダウンロード、アップロードできない場合や Excel のマクロが使用できない場合は、どうしたらよいですか？

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」から、その旨ご連絡ください。ERCA 担当者から折り返しご連絡します。